

J R 東海労申第 2 4 号  
2 0 1 9 年 1 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 休日勤務指定に対する解明要求に関する団体交渉開催の申し入れ

新幹線乗務員職場において、休日勤務指定に対する年休申請で、休日勤務指定を解除して特休・公休とする不可解な対応が発生しており、従来の取扱いからすれば異例の事態である。これは、今後の年次有給休暇の時季指定及び労働協約の条文改訂に関わる問題であり、下記のとおり申し入れるので団体交渉を開催すること。

### 記

1. 毎月 1 0 日発表の休日予定表で勤務指定とされていた日に、2 0 日までに年休の時季指定をして、2 5 日発表の勤務指定表で休日勤務指定されたので、再度、年休の時季指定をしたところ、休日勤務指定が特休・公休となったという事実が発生しているが、年休の時季指定をしているのに、なぜ特休・公休となるのか明らかにすること。
2. この特休・公休指定は、年休の時季指定によるものなのか、明らかにすること。
3. 年休の時季指定によるものであるとするなら、2 0 日までの年休の時季指定によるものなのか、再度の年休の時季指定によるものなのか、明らかにすること。
4. 現場管理者は「年休申し込み順位が良かったから」と述べているが、特休・公休の指定は、年休申し込み順位も適用するのか明らかにすること。
5. 毎月 1 0 日発表の休日予定表で、勤務指定とされていた日に、2 0 日までに年休を申し込み、2 5 日発表の勤務指定表で特休・公休となったという事実が発生しているが、年休の時季指定をしたのに、なぜ特休・公休となるのか明らかにすること。

以上